

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年9月17日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

### 1 大規模小売店舗の名称および所在地

フォレオ大津一里山

大津市一里山七丁目字石拾2105番1の一部ほか

### 2 変更しようとする事項

#### (1)変更前

ア 添付書類（法第5条第2項）、6 来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法、  
「（1）駐車場への案内経路」および「（3）その他設置者が行う交通対策等」

(ア)（変更後のとおり案内経路を見直す）

(イ)（変更後のとおりの文言を追加する）

(ウ)（変更後のとおりの文言を追加する）

(I)（変更後のとおりの文言を追加する）

イ その他提出書類、2 その他立地法の指針に関する事項、「（4）防犯・防災対策への協力」

営業時間外は、駐車場出入口をチェーン等で施錠し、店舗関係者以外の立ち入りを禁止します。

#### (2)変更後

ア 添付書類（法第5条第2項）、6 来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法、  
「（1）駐車場への案内経路」および「（3）その他設置者が行う交通対策等」

(ア)国道1号の交通実態調査と、（仮称）イオンモール草津の発生交通量を加味した結果に基づいて、案内経路を見直しました。見直した経路は、草津市矢橋町・木川町方面や、JR草津駅やJR南草津駅方面等の北東方面の広域案内です。

(イ)「その他設置者が行う交通対策等」として届出書に記載した事項に加え、以下の対策によって発生交通量の抑制や交通集中の回避に努めます。

a JRの主要駅でのポスター掲示により、電車やバスでのわかりやすいアクセス方法を記載し、公共交通機関での来場を呼びかけます。

b 公共交通機関での来場方法は、公告チラシ等に記載します。

c 路線バスの時刻表を施設内の案内カウンター等に掲示し、バス利用者への利便性の向上に努めます。また、施設の館内放送で公共交通機関の利用促進を呼びかけます。

d 周辺の道路情報を館内に掲示し、交通集中しないようお客さまにお知らせします。

e タクシーベイを設置します。

(ウ)「その他設置者が行う交通対策等」として届出書に記載した事項に加え、以下の対策によって周辺の生活道路への進入防止に努めます。

a 来店客車両が生活道路に進入しないよう、注意喚起の看板を要所に設置します。

b オープン後の状況をみながら、地域の方と相談のうえ、交通整理員を配置し、生活道路への進入防止に努めます。

c 交通安全対策として、市道幹1057号線の計画地から一里山四丁目交差点の区間、西面歩道を改修し、歩道を拡幅しました。

(I)オープン後も、周辺の交通状況の監視に努めます。想定以上に来店客車両が発生し、

交通渋滞等が発生した場合は、円滑な交通となるよう道路管理者等の関係機関や地域にお住まいの方々と協議し、対策を検討します。

イ その他提出書類、2 その他立地法の指針に関する事項、「(4) 防犯・防災対策への協力」

届出書に記載した事項に加え、以下のような方策によって、防犯対策に努めます。

(ア) 営業時間終了後も、施設内には警備員が常駐し、定期的に巡回します。

(イ) 敷地内には、屋外用と屋内用の防犯カメラを要所に設置し、防犯対策に努めます。

(ウ) 夜間は、未成年者等への声かけ運動を実施します。

(エ) 常夜灯を設置し、閉店後の防犯対策に努めます。

3 変更の理由

(1) 同時期に開業予定の(仮称)イオンモール草津の出店を考慮し、交通対策を見直したため

(2) 周辺の生活道路への来店客車両の進入防止を行うため

(3) 青少年の健全育成の見地から、防犯対策を充実させたため

(4) オープン後も、周辺の交通状況を監視し、継続的に交通対策を検討するため

4 届出年月日 平成20年9月1日

5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成20年9月17日から平成21年1月19日まで